

災害時における協力に関する協定

大洗町（以下「甲」という。）と株式会社千代田テクノル（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洗町内に地震、その他の災害が発生した場合において、被災者等の避難場所の確保および災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、大洗町内に災害が発生したときは、甲の要請があった場合において、原則として災害発生の日から利用する必要がなくなるまでを基準とし、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障をきたさない範囲とする。また、甲は乙の施設利用等にかかる要請を遵守するものとする。

（1） 屋内外における避難場所の提供

（2） その他乙が可能とする協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行なうものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が乙に対し第3条に規定する協力を要請するときは、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、甲は口頭によりこれを行うことができる。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力を行った場合における経費は、乙の負担とする。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りでない。

（連絡責任者）

第6条 避難場所等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うための、連絡責任者は、甲においては生活環境課長、乙においては所長とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から、1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し書面によりこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年7月23日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
大洗町長



乙 茨城県東茨城郡大洗町成田町3681
株式会社千代田テクノル 大洗研究所
所長

